

マイナンバーカードの健康保険証利用の本格的運用に当たり
国民理解の促進を求める意見書

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が停止され、マイナンバーカードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行した。

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤として国民の利便性向上と行政の効率化をあわせて進めることを目的に導入され、令和7年1月末時点で我が国の人口の77.6%に当たる約9,700万人がマイナンバーカードを保有し、そのうちの8割を超える国民がマイナ保険証としての利用登録を完了している。マイナ保険証の利用により、過去に処方された薬の情報や健診結果を踏まえた適切な受診を容易にすることに加え、手続きなしで高額医療費の限度額を超える支払いが免除になるなど、患者の利便性向上はもとより、質の高い医療の提供も期待されているところではあるが、令和6年12月末時点での利用率は25.4%にとどまっている。

マイナ保険証の利用率低調の背景には、令和4年に国が従来健康保険証を廃止してマイナ保険証に一本化する方針を表明後、別人の診療情報が誤って紐付けられるなどのトラブルが相次いで発覚し社会的混乱を招いたことにある。医療のデジタル化推進のためのマイナ保険証の導入は国民の信頼を得られてこそ成り立つものであり、本制度の意義、安全性に対する丁寧な説明、さらには適時適切な情報提供など、国民の不安を払拭するための取組が強く求められている。

よって、国においては、次の事項の実現に向けた措置を講ずるよう要望する。

- 1 マイナ保険証の運用に当たっては、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底すること。また、利用に際してのメリットなどを国民や医療機関等へ丁寧に説明するとともに、普及・啓発に努めること。
- 2 健康保険証の発行停止により、受診する際には「マイナ保険証」、「現行健康保険証」、マイナンバーカードを持っていない人向けの「資格確認書」のいずれかが必要となることから、受診方法について国民が不安を感じることをないように医療機関等へ周知徹底を図ること。
- 3 「国民健康保険」や75歳以上が加入する「後期高齢者医療保険」の現行の保険証については、その多くが本年7月又は8月に有効期限を迎えることから、国民の間に再び混乱が広がらないよう丁寧な情報提供に努めること。
- 4 マイナ保険証の利用促進に当たっては、医療機関や薬局側においても受け入れ体制を構築する必要があることから、環境整備を進める上での支援策について充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	厚生労働大臣	デジタル大臣	宛て
-------	-------	--------	--------	--------	----

福島県議会議長 西山尚利